

始めませんか？ アクセシブルな電子図書館の開発と導入 —「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」概要—

日時：2023/7/31 16:00-17:00

会場：オンライン

国立国会図書館 総務部 企画課

植村 要



本日の内容

1. はじめに
2. 政策上の背景
3. 図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会
4. ガイドライン1.0の目的・活用方法・特徴
5. アクセシビリティ要件の例
6. まとめ

1. はじめに

電子図書館の利用ストーリー

Aさんは全盲であり、スクリーンリーダーを使用してPCやスマホを利用している。

自分の住む自治体の図書館が、コロナ禍で電子図書館の導入をしたことを知ったAさん。

ふだん電子書籍を入手してスクリーンリーダーで読書をしているため、同じように電子図書館も利用できるのではないかと、図書館のウェブサイトを訪れてみた…

図書館のウェブサイトのどこから電子図書館に入れるのかが分からない。図書館に電話で問い合わせると、来館してから電子図書館の登録を行う必要があるとのこと。

後日来館して登録を行う。図書館の端末で電子図書館の使い方を教えてもらおうと思ったが、図書館の端末にはスクリーンリーダーが入っていないとのことで、自宅に戻ってから使用してみる。

スクリーンリーダーで、図書館のウェブサイトに入り、なんとか電子図書館の入口を見つける。クリックして、発行してもらったIDとパスワードを入力し、読みたかった本のタイトルを入力して検索してみる。ヒットしない。もしかしたら電子図書館ではその資料は提供されていないのかもしれない。どんなものがあるのかを調べるために、適当なキーワードを入れて検索してみる。検索結果一覧から資料を適当にクリックする。貸出しボタンを押して、閲覧を開始するが、本の文字をビューアが読み上げないために、全く読むことができない……。

Aさんが電子図書館で読書をするには…

- ・ 図書館はどうすればよかったのか？
- ・ 電子図書館事業者はどうすればよかったのか？

ガイドライン1.0の公開

- 国立国会図書館は、令和5年7月19日に、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を公開した。
https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2023/230719_01.html
- 本ガイドラインは、国立国会図書館が事務局となり、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」が作成したものである。
- 目的は、商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービス（以下、「電子図書館」という。）を視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理すること。

2.政策上の背景

政策上の背景

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月公布・施行。「読書バリアフリー法」と略。

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする（同法第1条）。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

令和2年7月に読書バリアフリー法第7条の規定に基づいて策定。「読書バリアフリー基本計画」と略。アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づいて障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第18条の規定に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する関係者の協議を行うために設置。「関係者協議会」と略^(*)。

(*)「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 設置要綱」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/gaiyou/1422206.htm

読書バリアフリー基本計画とNDLの役割

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
 - 公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）
 - 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）
4. **アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）**
 - 民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援
5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）
6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）
7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

「読書バリアフリー基本計画」 Ⅲ施策の方向性より抜粋

ガイドライン作成の根拠

読書バリアフリー基本計画（本文）

Ⅲ. 施策の方向性 4.アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（4）その他

音声読み上げ機能（TTS）等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。

➤ 関係省庁との協議の結果、本施策は、国立国会図書館が中心となって取り組むことに

3. 図書館における アクセシブルな電子書籍サービス に関する検討会

検討会関係者

事務局

国立国会図書館（文部科学省と連携）

参加メンバー

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」に委員を出している団体のうち、障害者団体、出版・図書館関係団体、及び有識者で構成。

■ 障害者団体

- 日本視覚障害者団体連合
- 日本弱視者ネットワーク
- 日本身体障害者団体連合会
- 日本発達障害ネットワーク
- DPI日本会議


■ 出版・図書館関係団体

- デジタル出版者連盟
- 電子出版制作・流通協議会
- 日本書籍出版協会
- 日本図書館協会

■ 有識者

- 近藤武夫
（東京大学先端科学技術
研究センター教授）
- 植村八潮
（専修大学文学部教授）

作成に係る全体スケジュール ▼今ここ

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
検討会	立上げ準備	検討会開催 (4回)	検討会開催 (4回)	検討会開催	検討会開催
調査	関係者 ヒアリング	調査報告書と りまとめ	調査報告書 公開		
ガイドライ ン			ガイドライン とりまとめ	ガイドライン 公開(ver1.0)	ガイドライン の更新
追加調査				実施	 反映

開催意義

「この手の検討会に関わってきて、大きな変化だと思ふことは、当事者サイドとサービス提供サイドが対面して向き合うということではなく、アクセシビリティの達成という目標に向かって何ができるかを、テーブルの同じサイドに並んで話をできている感覚があったことだ。大変エキサイティングな検討会だった。」

＊「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」令和4年度第4回（令和5年3月1日開催）議事録より



出典:いらすとや (<https://www.irasutoya.com/>)

4. ガイドライン1.0の目的・ 活用方法・特徴

活用方法（ガイドライン1.3.節）

本ガイドラインは、公立図書館、大学図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）及び電子図書館事業者に以下のように活用されることを想定している。

■公立図書館等

- 民間の電子図書館を調達・導入するための調達仕様を検討する際に利用する。
- 導入している民間の電子図書館のアクセシビリティ対応状況を確認するために利用する。
- 電子図書館のアクセシビリティについての理解を深めるために利用する。

■電子図書館事業者

- 自社が提供する電子図書館の開発や改修を行う際に、対応項目や優先順位を検討するために利用する。
- 地方公共団体などにおける電子図書館の調達においてアクセシビリティに関して求められる要件を自社のサービスが満たしているかを確認するために利用する。
- 図書館からのアクセシビリティ対応状況確認に対し、チェックリストとして利用する。

本ガイドラインで用いられる用語① (ガイドライン1.4節、注)

■視覚障害者等

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第2条第1項）。

■スクリーンリーダー

パソコンなどの画面を音声で読み上げ、キーボードで操作できるようにするソフトウェアのこと。支援技術の一つ。視覚障害を持つ人は、視覚によってパソコンの画面を認識することができないため、スクリーンリーダーが読み上げる音声をもとに画面を理解する。また、マウスでの操作も難しいため、音声を聞いてキーボード入力することで、パソコンの操作を行う。パソコンだけではなく、スマートフォンやタブレットもスクリーンリーダーでの操作が可能。

本ガイドラインで用いられる用語② (ガイドライン1.4.節)

■音声読み上げ (TTS)

ウェブサイトに表示されたテキストやその他の情報、電子書籍の内容などを、音声合成技術を用いて音声に変換して読み上げのことをいう。あらかじめパソコンなどのOSに用意されている音声読み上げ機能や、スクリーンリーダーを利用し、音声による読み上げを行う。

ガイドライン1.0の構成

1. 本ガイドラインの目的・位置づけ・活用方法
2. 適用対象
3. 参考規格など
4. 対象とする電子図書館の利用者及び支援技術・アクセシビリティ機能の想定
5. 運用体制及び運用手順
6. 対応方法

別紙

附属資料

ガイドライン1.0のポイント

- ① 適用対象をミニマムに設定
- ② 図書館と電子図書館事業者それぞれの取組を明記
- ③ 電子図書館の利用手順に即したアクセシビリティ要件
- ④ 各アクセシビリティ要件に参考規格を紐づけて、3段階に重みづけ

①適用対象をミニマムに設定

電子図書館における適用範囲

■本ガイドラインにおける「電子図書館」の範囲

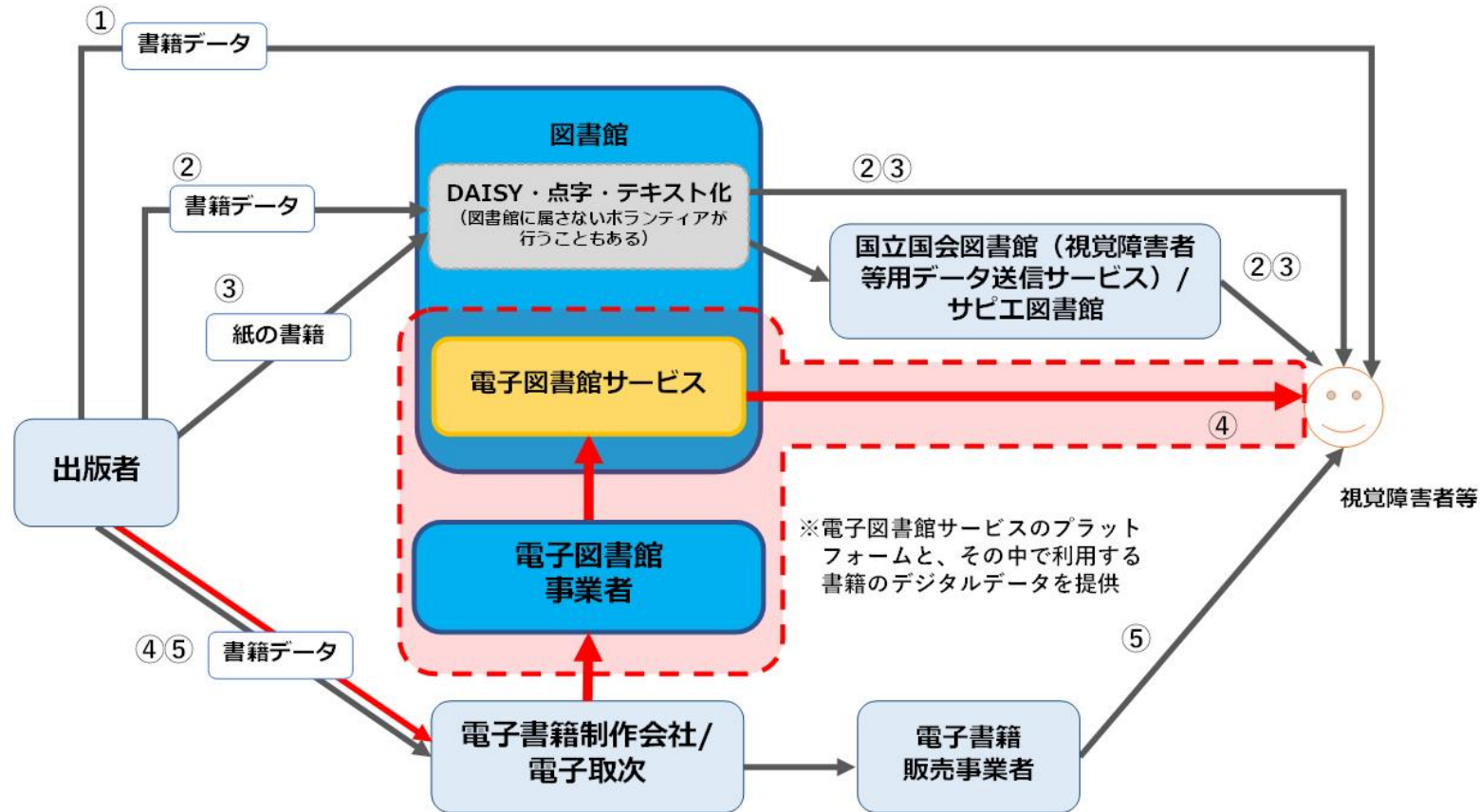
- 図書館が民間事業者と契約し、主に商用の電子書籍を利用者に提供するサービスとする。

■電子図書館のシステムにおける範囲

- 電子図書館をウェブサイト、ビューア、電子書籍コンテンツからなるとする場合、本ガイドラインは、ウェブサイトとビューアを主な対象とする。

ルートにおける範囲

アクセシブルな電子書籍が視覚障害者等の手元に届くまでのルートとして考えられる以下の5種のルートのうち、本ガイドラインが対象とするのは、④の一部である、電子図書館を通じて書籍が視覚障害者等の手元に届くまでである。



アクセシビリティ機能に対する適用範囲

スクリーンリーダーでの操作・音声読み上げ(TTS)に関わる要件を中心とした内容

	全体 (n=739)	全盲 (n=251)	ロービジョン (n=162)	上肢障害や全身性障害等 (n=118)	ディスレクシア (n=103)
音声読み上げ	509 (68.9%)	215 (85.7%)	124 (76.5%)	72 (61.0%)	64 (62.1%)
詳細読み	212 (28.7%)	138 (55.0%)	45 (27.8%)	13 (11.0%)	15 (14.6%)
文字の拡大	209 (28.3%)	4 (1.6%)	85 (52.5%)	49 (41.5%)	45 (43.7%)
色反転	91 (12.3%)	7 (2.8%)	56 (34.6%)	3 (2.5%)	16 (15.5%)
読みやすいフォントへの変更	193 (26.1%)	14 (5.6%)	71 (43.8%)	25 (21.2%)	50 (48.5%)
文字間・行間の調整	170 (23.0%)	14 (5.6%)	51 (31.5%)	29 (24.6%)	53 (51.5%)
縦横の変換	75 (10.1%)	6 (2.4%)	27 (16.7%)	9 (7.6%)	20 (19.4%)
単語へのルビの付与	125 (16.9%)	35 (13.9%)	19 (11.7%)	16 (13.6%)	41 (39.8%)
分かち書き	76 (10.3%)	30 (12.0%)	12 (7.4%)	6 (5.1%)	24 (23.3%)
ハイライト	49 (6.6%)	6 (2.4%)	18 (11.1%)	4 (3.4%)	17 (16.5%)
点字ディスプレイへの表示	124 (16.8%)	103 (41.0%)	16 (9.9%)	4 (3.4%)	2 (1.9%)
その他	50 (6.8%)	6 (2.4%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

電子書籍本文の音声読み上げのパターン

パターン	方法	閲覧ビューア	音声出力
1	電子書籍コンテンツ（PDF、DRMフリーのEPUBリフロー、支援技術の利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）を端末にダウンロードし、デバイスのOSのスクリーンリーダーや、サードパーティのスクリーンリーダーで読み上げる	PDFビューア	スクリーンリーダー
2	ウェブアプリで電子書籍コンテンツ（DRMフリー又は支援技術の利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）をオンラインで開き、デバイスのOSのスクリーンリーダーや、サードパーティのスクリーンリーダーで読み上げる	ブラウザ	スクリーンリーダー
3	PCのネイティブアプリで電子書籍コンテンツ（DRMフリー又はサードパーティのスクリーンリーダーの利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）を開き、サードパーティのスクリーンリーダーで読み上げる。	独自アプリ	スクリーンリーダー
4	ウェブアプリで電子書籍コンテンツ（DRMフリー又は支援技術の利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）をオンラインで開き、ウェブアプリがWeb Speech APIを使用して、OSで使用可能な音声合成エンジンへ直接出力することで読み上げる。	ブラウザ	Speech API直接出力
5	PCのネイティブアプリで電子書籍コンテンツ（DRMフリー又は支援技術の利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）を開き、電子書籍アプリが、OSで使用可能な音声合成エンジンへ直接出力して読み上げる。	独自アプリ	Speech API直接出力
6	モバイル端末のネイティブアプリで電子書籍コンテンツ（DRMフリー又は支援技術の利用を阻害しないDRMつきEPUBリフロー）を開き、デバイスのOSのスクリーンリーダーで読み上げる。	独自アプリ	スクリーンリーダー
7	ウェブアプリで電子書籍コンテンツを開き、サーバ上の音声合成エンジンで合成した音声を、ストリーミングで読み上げる。	ブラウザ	サーバで音声合成

「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和3年度報告書」より

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/report2021.html>

② 公立図書館等と電子図書館事業者 それぞれの取組を明記

電子図書館のアクセシビリティを維持していくためには、公立図書館等及び電子図書館事業者がそのための体制を整備し、取組を継続していくことが望ましい。

公立図書館等における取組

■運用体制

- 公立図書館等の長は、電子図書館のアクセシビリティに対する取組の重要性と必要性を理解した上で、取組体制の構築及び取組の推進にリーダーシップを発揮する。
- 電子図書館の管理運営担当者と障害者サービスの担当者は、導入している電子図書館のアクセシビリティ対応状況を把握するとともに、利用者からの意見を集約し、関連する部署や担当者と共有する。
- 調達担当者と障害者サービスの担当者は連携して、電子図書館の選定、導入において本ガイドラインに沿った調達を行い、電子図書館の利用促進に取り組む。

■運用手順

- 定期的に電子図書館のアクセシビリティに関する問題の有無をチェックする。
- 視覚障害等がある利用者からの意見を集約し、一定期間ごとに電子図書館事業者と共有する。
- 電子図書館の調達を実施する場合は、外部発注の準備・実施、プロジェクトの実施、検収までの一連の作業において、電子図書館のアクセシビリティが確保されるよう留意する。

電子図書館事業者における取組

■運用体制

- 電子図書館事業者は、電子図書館のアクセシビリティに対する取組の重要性と必要性を理解した上で、取組体制の構築及び取組の推進を行う。
- 電子図書館の開発にあたって、アクセシビリティに関する担当者を配置し、本ガイドライン「6. 対応方法」に沿った開発を行う。ウェブやアクセシビリティについての専門的知見を持つ外部機関と連携することも考えられる。

■運用手順

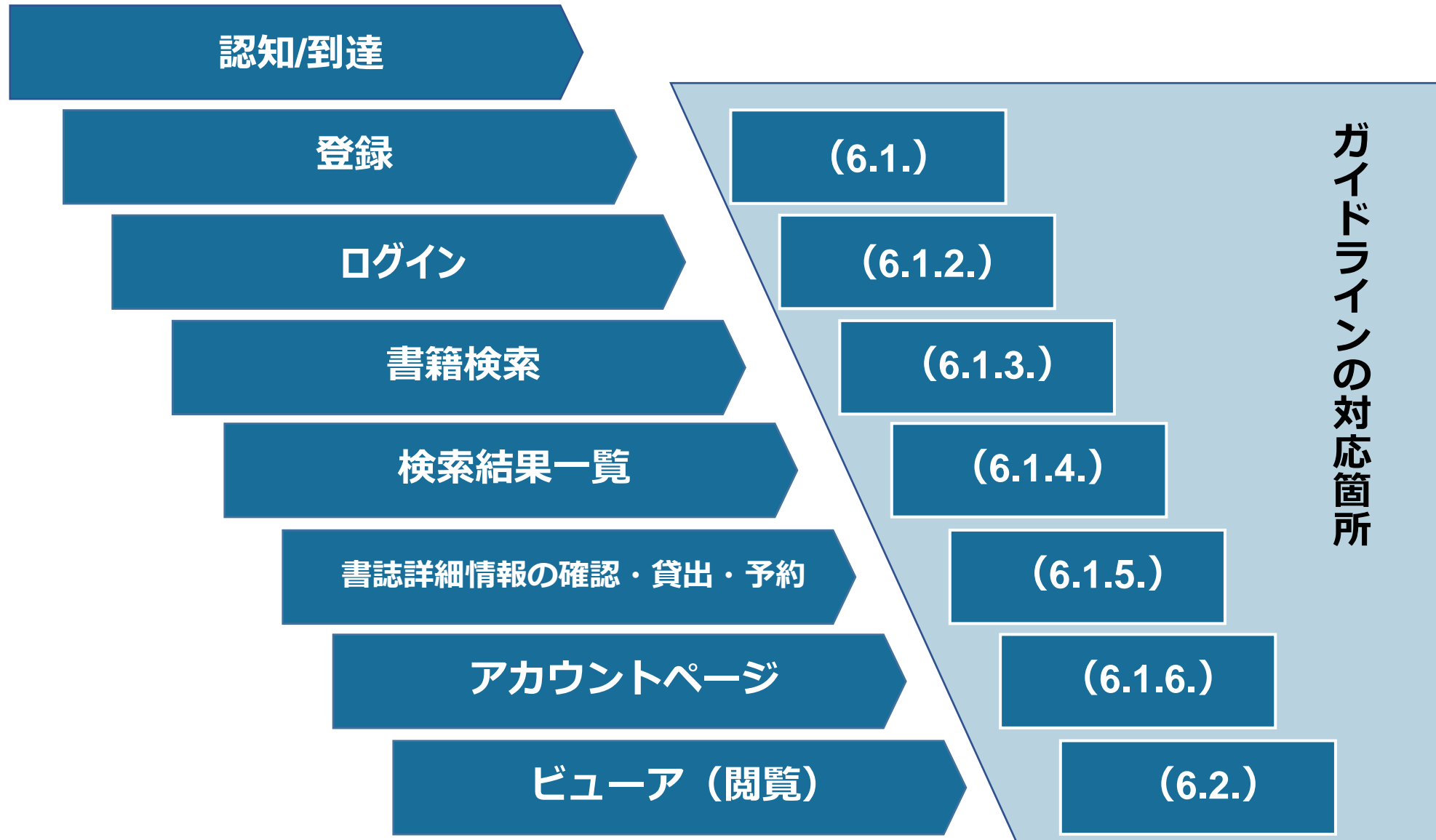
- 自社が提供する電子図書館につき、下記「5.3.2.2. 取組の実行」により、アクセシビリティ向上に向けた取組を検討する。検討結果に基づき電子図書館アクセシビリティ方針を策定する。
- 電子図書館の更新や機能追加などの時期を踏まえ、「5.3.1.運用体制」に沿った体制の整備、「6. 対応方法」の達成状況を検証する。

チェックリスト形式による達成状況確認

別紙 3 チェックリストの書式

ガイドラインにおけるアクセシビリティ要件	ステップ	JISX8341-3:2016 の達成基準との対応	適用 (○、 -)	対応状況 (○、△、 ×)	備考欄
6.1.1. ウェブサイト全体に求められるアクセシビリティ					
6.1.1.3.1. 代替テキストの付与	1	1.1.1 非テキストコンテンツ (レベル A)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.1.1.3.2. 時間依存メディアに対する代替コンテンツ	1	1.2.1 音声のみ及び映像のみ (収録済み) (レベル A) 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ (収録済み) (レベル A)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.1.1.3.3. ウェブページの構造化	1	1.3.1 情報及び関係性 (レベル A)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.1.1.3.4. コンテンツの適切な順序での提供	1	1.3.2 意味のある順序 (レベル A)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.1.1.3.5. 色や感覚的な特徴の使用方法への配慮	1	1.3.3 感覚的な特徴 (レベル A) 1.4.1 色の使用 (レベル A)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③電子図書館の利用手順に即したアクセシビリティ要件



④ 各アクセシビリティ要件に 参考規格を紐づけて、3段階に重みづけ

- 本ガイドラインで示すアクセシビリティ要件は、ウェブサイトやビューアのアクセシビリティに関する以下の国際・国内規格やガイドラインの関連する項目と紐づけを行う。
- JIS X 8341-3: 2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－ 第3部：ウェブコンテンツ」
- Web Content Accessibility Guidelines 2.0
- User Agent Accessibility Guidelines 2.0

3段階に重みづけ

各アクセシビリティ要件を重要性・難易度に応じてステップ1からステップ3に重みづけ

■ステップ1（39要件）

電子図書館をアクセシブルなものとするために基本的に対応が求められる要件

■ステップ2（14要件）

電子図書館をアクセシブルなものとするために備えることが望ましい要件

■ステップ3（10要件）

アクセシビリティ対応の優先度は高くはないが、実装することでより高度なアクセシビリティを達成することが可能な要件あるいは特定のニーズに最適化するための要件

5. アクセシビリティ要件の例

ウェブサイト全体に求められるアクセシビリティ (ガイドライン6.1.1.節)

■概要

電子図書館ウェブサイトは、視覚障害者等が円滑に利用できるよう、音声読み上げとキーボード操作のみで利用することを前提に提供することが求められる。

■想定される課題例

- 画面に表示されている内容を理解したり、操作したりするために必要な画面要素が音声で読み上げられず、内容理解や操作が円滑に行えない。
- 弱視の人が画面を拡大表示して文字を読もうとした際に、フォントサイズが拡大されず読み取れない。
- 画面上のボタンやチェックボックス、ページを移動するためのリンクなどにキーボード操作で移動できず、必要な操作が行えない。
- 利用案内の動画に音声もテキストもないために利用方法が分からない。
- 適切なページタイトルが付与されておらず、どのページを開いているのかがすぐに分からない。

キーボードのみでの操作 (ステップ1) (ガイドライン6.1.1.3.6.節)

- すべての機能をキーボードで操作できるようにすること。
- ボタン、チェックボックス、リンクなどの画面要素は、キーボード操作によってフォーカスが移動し、リターンキーなどの押下でマウスクリックと同等の動作を行えるようにすること。
- 入力手段として入力支援デバイスを用いる場合、その入力を妨げないこと。

■参考規格

- JIS X8341-3:2016「2.1.1 キーボード（レベルA）」
- WCAG 2.0 達成方法集「G90 キーボードがトリガーとなるイベントハンドラを提供する」「G202 すべての機能に対してキーボード制御を確保する」「H91 HTMLのフォームコントロール及びリンクを使用する」

書籍検索

■概要

読みたい書籍などを検索する機能。

■構成要素

- 検索条件入力欄
 - 書籍検索時に入力した検索条件を表示する領域。
 - 検索条件を追加して絞り込み検索を行ったり、検索条件を変更して再検索したりすることもできる。
- 検索実行ボタン
 - 入力した検索条件に基づき、書籍の検索を行うボタン。

■想定される課題例

- 検索条件入力欄が見つげにくい、あるいは見つけることができないため、検索キーワードの入力が困難。
- キーボード操作で検索実行ボタンに移動できず、またリターンキーなどを押しても検索実行できない。
- 音声読み上げ可能な書籍に絞り込むことができないため、読みたい書籍を選択することが難しい。

音声読み上げ可能な書籍などに限定した検索条件の設定

(ステップ2) (ガイドライン6.1.3.3.3.節)

- 検索時に、アクセシビリティに関するメタデータを活用し音声読み上げ機能などに対応した電子書籍などに限定して検索を行えるようにすること。

書籍の閲覧

■概要

電子図書館ビューアは、電子図書館で借りた電子書籍の読書に用いるソフトウェアであり、ブラウザ内で利用されるものと、独立したアプリケーションソフトとして提供されるものがある。

■構成要素

●書籍紙面

- 借りた電子書籍の誌面を表示する。
- 読書している電子書籍がリフロー形式で、かつ音声読み上げに対応している場合は、表示されている紙面のテキストを音声で読み上げることも可能。

●移動ボタン

- 前後のページの移動、章単位の移動、あるいは一定の間隔での前後の移動を行うためのボタン。

■想定される課題例

- ビューアが音声読み上げに対応しておらず、読み上げできない。
- 音声読み上げの設定を変更することができず、快適な声質・速度で読み上げることができない。
- 音声読み上げの開始や停止が行えない。
- キーボードで操作できない機能があり、読書に必要な操作が行えない。
- ビューアで読書をしているときにキーボード操作でウェブサイトに戻ることができない。
- 書籍全体のどのあたりを読んでいるのかが分からない。
- 同音異義語、発音が同じ、あるいは似ている文字の確認ができない。
- 書籍の文章の一部を論文作成のために引用したいが、支援技術を用いてコピーできない。

音声読み上げの停止、再開 (ステップ1) (ガイドライン6.2.1.3.2.節)

- 書籍のページ送りやスクロールを自動で行う場合、利用者がそれらを停止及び再開できること。

■参考規格

- JIS X8341-3:2016
「2.2.2 一時停止、停止及び非表示（レベルA）」
- WCAG 2.0 達成方法集
「G4 コンテンツを一時停止させて、一時停止させたところから再開できるようにする」

書籍のナビゲーション

■ 概要

電子図書館ビューアで読書する際に、目次や注などから紙面の該当の箇所に移動したり、読書中に前後の箇所や目次、索引などに移動したりする機能。

■ 構成要素

● 論理目次

- 書籍の紙面にある目次でなく、ビューア側が提供する目次。ビューア画面で目次ボタンをクリックすることで表示されたり、画面左側などに設置され、ポップアップ表示されたりする。

● 書籍内リンク

- 電子書籍内の特定の箇所へのリンク。目次から章見出しへのリンクや、文章内の単語や脚注表示から索引や脚注へのリンクなど、様々な書籍内リンクがある。

● スライダー

- 電子書籍全体の分量のうち、現在どの場所を読んでいるかを示す表示。スライダーの任意の場所をクリックすることにより、電子書籍の当該箇所に移動することが可能。

● 移動ボタン

- 前後のページの移動、章単位の移動、あるいは一定の間隔での前後の移動を行うためのボタン。

■ 想定される課題例

- キーボード操作で書籍内リンクのクリックによる移動が行えない。
- キーボード操作で移動ボタンのクリックによる移動が行えない。
- スライダーの位置情報が音声で読み上げされず、現在書籍のどのあたりを読んでいるか分からない。
- スライダーの位置マーカーをキーボードで操作することができず、スライダーによる書籍内の移動が行えない。

論理目次へのキーボードでの移動及び操作 (ステップ1) (ガイドライン6.2.2.3.1.節)

- 論理目次をキーボード操作で表示できること。
- 論理目次が表示された際にスクリーンリーダーのフォーカスが論理目次に移動し、キーボード操作で目次の項目を移動できること。
- 目次の項目の中から読みたい章節などを選び、リターンキーなどの押下によって選択した章等への移動を行えること。

■参考規格

- JIS X8341-3:2016 「2.1.1 キーボード (レベルA) 」
- WCAG 2.0 達成方法集 「G90 キーボードがトリガーとなるイベントハンドラを提供する」 「G202 すべての機能に対してキーボード制御を確保する」 「H91 HTMLのフォームコントロール及びリンクを使用する」

アクセシビリティ要件を満たした 電子図書館の利用ストーリー

自分の住む自治体の図書館が、コロナ禍で電子図書館の導入をしたことを知った。ふだん電子書籍を入手してスクリーンリーダーで読書をしているため、同じように電子図書館も利用できるのではないかと、図書館のウェブサイトを訪れてみた。スクリーンリーダーで読み上げていくと、「電子図書館」というリンクがあったので、入ってみると、ログインしなければ電子書籍を閲覧できないようだった。ヘルプを見てみると、来館してから電子図書館の登録を行う必要があるとのこと。図書館自体の利用登録はしていても、電子図書館には別の登録が必要とのことだった。

後日来館して登録を行う。図書館の端末で電子図書館の使い方を教えてもらうように依頼すると、障害者サービスの担当の職員が、スクリーンリーダーがインストールされている備え付けの端末で、操作方法を説明してくれた。

帰宅してから説明を思い出しながら操作してみる。スクリーンリーダーで、図書館のウェブサイトに入り、電子図書館のリンクから入り、発行してもらったIDとパスワードを入力しログインする。読みたかった本のタイトルを入力して検索すると、2件ヒットした。書名に続いてデータ形式が書かれており、一方は電子書籍、もう一方はオーディオブックと記されていた。電子書籍の方の貸出しボタンを押すと、タイトルや著者名、目次などが読み上げられた。音声読み上げのボタンがあったので、押してみると、本文の読み上げが始まった。うっかりして聞き逃してしまったが、1段落前に戻って聞き直すことができた。本の内容を大まかに把握したかったので、目次を開いて次の章に移動して、また読み上げを再開することができた。

6. まとめ

■ ガイドラインの公開

- ・令和5年7月19日に、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を公開。
- ・国立国会図書館が事務局となり、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」が作成。

■ 根拠

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の規定に基づいて文部科学省及び厚生労働省が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を根拠。

■ 活用方法

- ・各種図書館においては、電子図書館を調達・導入するための仕様を検討する際などに利用されることを想定。
- ・電子図書館事業者においては、自社が提供するサービスの開発・改修時において、アクセシビリティの対応項目や優先順位を検討する際などに利用されることを想定。

■ 本ガイドラインの目的

- ・商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービスである電子図書館を視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理すること。

■ 本ガイドラインのポイント

- ・適用対象をミニマムに設定
- ・図書館と電子図書館事業者それぞれの取組を明記
- ・電子図書館の利用手順に即したアクセシビリティ要件
- ・各アクセシビリティ要件に参考規格を紐づけて、3段階に重みづけ